

財政制度をめぐる法律学と経済学の交錯

— 法律学の立場から —

藤谷武史*

要 約

法律学と経済学は、ともに財政制度に関心を持つ学問領域であるにも関わらず、相互の対話はこれまで活発とは言えなかった。本稿は、法律学と経済学が「財政」を把握する際の着眼点が異なることを示し、このために議論がすれ違いの関係になっていることを明らかにした上で、両者のより生産的な対話に向けた、理論的な準備作業を行うものである。

特に、法律学（財政法学）の観点からは、経済学（公共経済学・公共選択論）との対話は、以下の諸点を明らかにする契機として、重要な意味を持つ。①公共団体（財政主体）を所与の前提とし金銭の流れに着目する視点を相対化するとともに、法律学的視点の固有の意義を再確認する契機となる。②法的主体に限定せず、行為主体のインセンティブ構造や主体間の相互作用にも着目することで、これまで法律学的検討が低調であった組織内部法的規範についても、実体的な政策論・制度設計論に接続しうる研究が可能となる。③明文の法的ルールのみならず、均衡に影響しうる要素をも総合的に把握する中で、法を相対化しつつ固有の意義を探求すべきこと（たとえばソフトローの視点が有益であること）が示唆される。④法規範を設定しうる政治部門自身を名宛人とする財政規範が直面する「制度設計者を誰がどう規律付けるのか」というディレンマ（「設計者問題」）が、法律学のみならず公共経済学・公共選択論にも共通する問題であると理解した上で、認識論的な進化ゲーム理論の枠組みを援用して、この問題に対する理論的見通しを示しつつ、その中に新たな財政法学の役割を位置づける作業が可能となる。本稿は、以上の諸点を具体例を織り交ぜつつ試論的に提示することで、新たな財政法学の研究の方向性を提案するものである。

キーワード：財政法学，制度理論，ゲーム理論

I. 本稿の課題

本稿の目的は、「財政」あるいは「財政制度」と呼ばれる現象ないし仕組みを巡って相互に隣接する学問分野である法律学と経済学がいかなる関係に立ち、今後いかなる対話が可能であるか、という問いに対する見通しを、法律学の立場から提示することにある。現状において、二

つの学問分野の対話は必ずしも活発とは言えないが、こうした状況は克服されるべきである。とりわけ、法律学の観点からは、経済学との対話によって財政制度に関する法律学的研究に新たな展望が開かれることが強調される。同時に、経済学からの議論に対して法律学固有の観点か

* 北海道大学大学院法学研究科准教授

らの示唆を提供することで、財政制度に関する経済学の議論をより豊かにする可能性も開かれると思われる。しかし、そのためにはまず、法律学・経済学における「財政制度」の研究がいかなる特性を有するものであるかを正確に把握する必要がある。異なる学問分野が交錯する場面においては、相互の特性・異同を認識することが、生産的な対話のための第一歩だからである。本稿の主要部分は、こうした準備作業としての性格を有するものである。

I-1. 学問的考察の対象としての「財政制度」?

そもそも、「財政」ないし「財政制度」が何を意味するかも、必ずしも自明とは言えない。例えば、代表的な財政学の教科書によれば、「財政とは政府の経済活動である」(井堀(2008a))といった定義が与えられており、そこから税制・予算編成・国債発行等々、「財政」の中核に位置する諸活動・諸制度を連想することは可能である。しかし、国や地方公共団体(本稿では、両者を包摂する意味で「公共団体」という語を用いる)の「経済活動」とはいかなる意味で、どこまでが「財政」に包摂されるのか。さらに、財政「制度」とは、法令で定められた準則のみを意味するのか。例えば、「赤字公債の発行が常態化している」という日本財政の現状は、こうした「制度」の結果(アウトプット)に過ぎないのであろうか。むしろこうした制度運用の

実態(後述するように、動態的均衡の概念で捉えられるべきであろう)も含めた意味で「制度」と呼ぶべきではないのか。

本稿がこのような抽象的な問いかけから出発するのは、他ならぬ「法律学と経済学の交錯」という主題に、この問いが密接に関わるためである。分析対象が方法論を導く(分析対象に適した分析手法が開発される)のみならず、方法論が分析対象を規定する(方法論ないし分析視角が問題意識を導き、分析対象の範囲を画定する)、という契機に留意することが、学際的な対話ではとりわけ重要である。法律学と経済学が同じ「財政制度」を(高々違う角度から)論じているつもりが、そもそも異なるものを見ている可能性すらあるからである。

実際、本稿Ⅱで論じるように、法律学における「財政制度」の範囲や把握のされ方は、経済学におけるそれとは本質的に異なっている。これまで財政制度を巡る法律学と経済学の学際的対話は活発とは言えなかったが、各々がはじめから「財政」の異なる位相を念頭に議論していたのであれば、これまで対話が行われてこなかったことは、むしろ当然とも評価されよう¹⁾。

I-2. 財政制度をめぐる法律学と経済学の対話の現状

財政制度に関する法律学(財政法学²⁾)は、従来、財政活動の法的根拠(憲法および法令に

1) もちろん、杉村(1982)、畠山(1983)など、早くから経済学との対話の必要性は強調されてきたが、具体的な対話は深まらなかった。それがなぜかを明らかにすることも、本稿の目的の1つである。

2) 本稿では、実定法の一領域としての「財政法」と、それを主な考察対象とする法律学の分野としての「財政法学」を、しばしば互換的に用いている。経済学をはじめ、社会科学においては、分析対象と分析方法・視点とは明確に区別されるのが通常であるが、法律学においては、しばしば「何が法であるか」を分析することが「法それ自体の存在」を遂行的に基礎付ける現象が観察される。結果として、分析対象(法)と分析方法(法律学)の区別は相対的である。たとえば、本特集の表題は「財政法の新たな展開」であるが、これは分析対象としての実定財政法令や判例に新たな展開があったということよりもむしろ、「法律学における、財政に対する新たな考え方・分析方法の展開」を含意するものと理解される。加賀見(2010)は、このような法律学の特質について、経済学の視点から以下のように説明しており、とりわけ法律学以外を専門とする読者には理解しやすいと思われる。

「法学」とは、簡単に言うと、「法」のための指針である。すなわち、「法」を発見・理解・開発・精緻化・体系化・運用・評価するような営為だと言ってよいだろう。従って、「法」無しには「法学」が存在し得ないというだけでなく、「法学」無しには「法」は具体的内容が確定されず、正統な効果も持たない。この意味で、「法」と「法学」は一体となって、社会の様々な場面において人々に指針を提供する。」(369頁)

よる）の内容確定を主たる関心事としてきた。一般に、法律学においては「何がこの分野（・具体的な問題）を規律する〈法〉であるか」が中心的な問いであり、法内容が文言等から一義的に明らかでない場合に、「何が法であるべきか」という問いが立てられ、多くの場合は上位の規範に包摂しそこから導出する形で、特定の立場が法の内容として採用されるべきであると主張されることになる。

ところが、財政法の領域においては、個別具体的な法令のレベルでは相当程度詳密に規定されており、通常の財政運営において「何が〈法〉であるか」が問題となる局面は例外的であるため、既存制度の記述を超えて法律学になし得ることは限られてきた。また、（財政管理法の意味での）財政法は基本的に公共団体の組織内部を規律する「内部法」として、私人の権利義務と直接的な関係を有さず、裁判規範として作用することも稀であることも、財政に関する法律学の発展を制約する要因となってきた³⁾。

他方で、財政法令の上位規範である憲法の財政規定は、かなり抽象的で曖昧さを孕むものであるために⁴⁾、財政制度の中核に位置する「予算」の法的性質についての議論が熱心に闘わされることとなったが⁵⁾、実体的な財政運営（財

政収支の均衡や、効率的な資源配分など）について憲法は特に規定しておらず、政治部門の裁量に委ねられていると考えられてきた⁶⁾。

かくして、従来の財政法学は、公法学的関心から議論しやすい外部法的効果を持つ領域を除けば⁷⁾、高度に抽象的なレベルでの憲法論と、財務会計制度に関する記述的な議論に二極化する傾向にあり、法律学の観点からの実体的な財政運営・制度設計に関する政策論は未だ十分な発展を見ていないように思われる⁸⁾。もちろん、近年の危機的な財政状況を反映して、「経済性」概念などを梃子にした議論も展開されているが⁹⁾、そこで語られる「経済性」「効率性」は、なお最小経費性や最大効果性といった概括的な内容に留まっているように思われる。

他方で、経済学に属する様々なアプローチは、財政に関する法律学が不得手としてきた実体的な政策論に関する豊富な蓄積を有するようになっている（Ⅱ－2）。しかし、法律学の他の分野において、経済学的な分析手法を導入した法制度設計論¹⁰⁾が（賛否両論を含みつつも）重要な地位を占めるようになってきている（「法と経済学」）ことと比較しても、財政法の領域における法律学と経済学の対話は低調であるとの評価が妥当するよう思われる。

3) 他方で、公共団体と私人の関係に関わる公共契約法や補助金、あるいは内部法であるが客観訴訟（住民訴訟）の対象とされる地方公共団体の財務会計行為に関しては、法律学の議論が蓄積されている。参照、碓井（2005）、碓井（2007）、碓井（2008）。

4) 日本国憲法の制定史および比較法的研究を通じてこの点を明らかにするものとして参照、小嶋（1988）。

5) 嚆矢的な業績として参照、一木（1899）。また、一連の議論を総括したものとして、櫻井（2001）を参照のこと。また、大脇（2008）は、法律学における「財政」概念の意義が曖昧であることから、「財政」と「予算」がしばしば互換的に用いられてきた、と指摘する。

6) 例えば、碓井（2000）は、財政運営を規律する憲法上の実体的規範が乏しく、問題のある財政運営の多くは立法政策の当否の問題として憲法適当性の下に置くことができないことを挙げて、財政法学の観点から実体的な財政の政策論を論じることの限界を指摘する（83頁）。

7) この分野においては、法律学固有の問題関心からの研究が深化している。近時の重要な業績として、碓井（2005）、碓井（2007）、碓井（2008）、碓井（2009）がある。

8) こうした財政法学の現状を概観したものとして、藤谷（2006）およびそこに引用した文献を参照のこと。

9) 例えば、木村（2008）は、行政学や経営学におけるガバナンス概念から示唆を得た新たな財政法研究のアプローチを提示しているが、そこでも経済学は差異化の対象として捉えられている（同書 iii 頁）。なお、行政法学においても、経済学の成果を一定程度受容しつつもなお法律学の枠内の議論としての制度設計論を志向する動きが活発である。現在の到達点と展望について、原田（2010）を参照のこと。

10) ここでは、実定法を前提とせずに望ましい政策や制度設計を論じる議論を「政策論」と呼んでいるが、文脈によっては「制度設計論」と互換的に用いている（あえて2つの語を用いるのは、例えばある年度の公債発行額をどの程度にすべきか、という議論は政策論であっても制度設計論とは言い難いことを考慮したものである）。

1つの原因は、財政法学が関心を持つ「財政領域における〈法〉」の大半が、財政上の決定を行う手続に関わるものであって、実体的な政策論や制度設計論に関して規律するところが少ない（ように見える）という事情であろう。経済学からの実体的な政策提言は、手続を遵守する限り、財政法学の観点からは特に異論を差し挟むことが難しい。ここに実体的な政策論と手続的な法律論、という棲み分けが成立することになるが、これは財政法学の停滞を招くばかりか、経済学にとっても必ずしも望ましい状況ではないように思われる。

もちろん、経済学においても（公共選択論が典型であるが）財政政策決定プロセスが実体的な政策決定に影響を及ぼすことは認識されており、ここに法律学との対話可能性を見出すこともできるように思われる。ところが、経済学の理論と、財政法学が対象とする財政法令の具体的な規定や制度に関する法律問題とは、議論の粗密や力点の置き方においてかなりの隔りがある。加えて、経済学的観点からの規範論には、憲法改正をも視野に入れた（現行憲法秩序の外側に立つ）議論や、そこまで行かずとも法令については任意に改正可能であることを前提とする議論が目立つところ、こうした立論は「何が〈法〉であるか」から出発する法律学との対話を難しくする。法律学においても、既存の法制度を所与とするばかりではなく、制度改革を企図する議論は行われるが、法制度の操作可能性については慎重な立場を取る傾向があるためである。これが単なるドグマ的態度であるのか、それとも何らかの賢慮の反映であるのかは、一概には言えない。その点を見極めるためにも、両者の対話が必要であり、そのための前提条

件を整備する必要がある、というのが本稿の立場である。

I-3. 本稿の目的とアプローチ

以上の問題意識に立脚し、本稿は、以下の2点を明らかにしたいと考える。

第1に、財政制度をめぐる法律学と経済学の生産的な対話の前提条件として、各々の視点の違いを極力正確に理解する必要がある。そこで本稿は、法律学および経済学からの財政制度への諸アプローチを概観し、相互の比較を意識しつつその特徴を抽出する作業を行う（Ⅱ）。紙幅の制約もあり、個々の理論的アプローチについての詳細な検討を行うことはできないが、ひとまず法律学と経済学の対話のプラットフォームを設定するという本稿の目的に照らして、正当化されるのではないかと考える。

第2に、以上の議論を踏まえて、法律学の観点から、法律学と経済学の対話の具体例を示すことを試みる（Ⅲ）。本稿の力点は、財政制度を巡って法律学と経済学が「棲み分け」「すれ違い」の関係にある現状は望ましくない、という点にあるから、現状よりも魅力的な代替案が存在しうることを示す必要がある。

以上の目的のために、本稿は、法制度と法的議論の機能主義的な説明を重視する。これは、本稿が法律学の観点から経済学との対話に向けて架橋を試みるものである以上、相手方（経済学）に理解可能な言葉で語らねばならないと同時に、既存の法律学とも接続可能なものでなければならないからである。その意味では、本稿自体が、本稿の掲げる対話のあり方を遂行的に示すものとなるであろう。

Ⅱ．法律学と経済学の棲み分け－視点の相違

Ⅱ－1．法律学における「財政制度」

Ⅱ－1－1．「財政法」の意義

財政に関する法律学的考察の出発点となるのは憲法の財政規定（日本国憲法第7章）であるが¹¹⁾、ここにいう「財政」の外延は、憲法の文言からは直ちに明確とは言えない¹²⁾。この事情は「財政」ではなく「会計」の語を用いていた旧憲法においても基本的に同様である。もちろん、日本法は実定法律としての「財政法（昭和二十二年三月三十一日法律第三十四号）」を持っているが、いわゆる「財政法」が同法のみを指す趣旨でないことは明白である。むしろ、日本国憲法第7章「財政」の諸規定（憲法83条～91条）を頂点に、憲法付属法¹³⁾と呼ばれる（実定法律としての）財政法や会計検査院法¹⁴⁾をはじめ、会計法¹⁵⁾、補助金適正化法¹⁶⁾、……など、相当に詳細な法令群が整備されており、その総体を便宜上「財政法」と呼称しているに過ぎない。これらをいわば「実質的意味における財政法」と呼ぶとすれば、さしあたりの意思疎通には困らないのであるが、いずれにせよ、実定法上の「財政」の定義は与えられているとは言

い難い。

そこで、法律学における古典的業績は、さしあたり「財政」を主に国家・公共団体の作用の面から把握した上で、その作用に関する法、という形で財政法を定義してきた¹⁷⁾。

例えば、美濃部博士は、財政は「国家が其の財力を取得し及び維持するがために一般統治権に基づき人民に命令し強制し及び其の財産並に収入支出を管理する作用」であり、「国家の財力を其の直接の目的とすること」及び「財産並に収入支出を管理する非権力的の作用と人民に対して命令し強制する権力的作用の両者を会わせ含むこと」に特色を有する、と捉えた上で、この管理作用と権力作用に関する法として財政法を観念する¹⁸⁾。「財政は立法、私法および行政その他あらゆる国家活動の経済的裏付けを内容とする作用」ないし「国の経済活動」と捉えた上で、この財政を法的観点からみた観念としての「財政権」を、「国民から国家経費を徴収する課税権の作用と、租税その他の国家収入を管理し、国家支出の調整をなす作用とに分け」た上で、後者に関する法（財政管理法）を財政法と呼称する杉村

11) 他方、財政法における私法の基底性を強調するものとして、本特集の中里論文を参照のこと。

12) 参照、小嶋（2004）・506頁（注1）、大脇（2008）。

13) 憲法付属法の概念については、大石（2008）を参照のこと。

14) 昭和二十二年四月十九日法律第七十三号。

15) 昭和二十二年三月三十一日法律第三十五号。

16) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年八月二十七日法律第七十九号）。

17) この点、行政法学における「行政」の定義の問題との類似性が興味深く指摘される。これは偶然ではなく、「行政」も「財政」も本来、総合的な判断＝管理＝裁量に馴染む営為であり、法／不法の二値コード（参照、村上（1997））によって社会制御を試みる法システムとは異質な存在であることと関係していると思われる。それゆえ、行政法においても行政裁量統制が長年の懸案となるのであるし、財政法においても後述する「自己論駁性」が課題となると考えられる。

18) 参照、美濃部（1940）、1047頁。

博士も、基本的には同じ思考枠組みに立つと言えよう¹⁹⁾。

なお、美濃部博士においては、「行政各部の法」の1つとしての財政法に、財政権の法としての租税法（および当時は財政専売・財政下命・財政強制も重要であった）と、非権力的作用法としての会計法の両方が含まれているが、杉村博士の体系書においては、すでに租税法が独立した分野となっていたこともあり、財政管理法のみが扱われている。法学の理論的観点からは、租税法（学）が法学の独立した分野となった背景には、単に外形的な「権力的な金銭賦課の法」という特徴に留まらず、所得概念および「租税法と私法」論という道具概念により体系化に成功したことが興味深く指摘される（藤谷（2010））が、ともあれ財政法については（少なくとも杉村博士において）そのような指導的な概念は見出されておらず、ここに言う「財政管理法」は、対象（国家財政）によって定義された領域から租税法を除外したものと、いわ

ば控除的に定義されていることに注意が必要であろう²⁰⁾。

II-1-2. 「財政法」の対象と特徴

以上のように、「財政法」の対象領域は必ずしも一貫した体系によって画されるものではないが、概ね以下のような要素を含むものと言えよう²¹⁾。

まず、(a) 財政運営の基本的な決定に関わる法²²⁾として、(0) 租税法（上述の如く財政法からは除外されている）、(1) 租税以外の財源調達手段（公債発行、料金・課徴金等の徴収）に関する法的規律、(2) 予算循環に関する法（予算・決算）があり、さらに (b) 民主的な財政決定の下での財政統制に関する法として、(3) 会計経理法（これらはさらに、組織内部法的管理関係²³⁾と外部法的な公共契約や補助金関係の法に分かたれる）、(4) 財産管理法が存在する。さらに、上記(0)～(4)が、ある公共団体（財政主体）に対応するひとまとまりの法

19) 参照、杉村（1982）・25頁。この点、旧憲法下における美濃部博士の議論と、戦後の現行憲法下における議論は同一視できないようにも思われる。確かに、戦後すぐに新たな財政法の意義を論じた杉村博士は、財政法は、①憲法の財政条項の施行法としての意味、②財政処理の基本原則に関する規定、③国の財政統制を強化するための規定（例えば組織別予算の仕組みについて指摘している）、④予算の透明性確保による国会審議の便宜、という4つの意味・役割を有している、と指摘している（杉村（1958））。

しかし、日本国憲法は、国家の統治の枢要を担う財政（特に予算編成）における統治機構の制度配置を変更したに過ぎず（その意味は勿論極めて大きかったのであるが）、そのような財政運営プロセスの構成的な（constitutive）機能は変わっていない、という言い方もできるように思われる。例えば、国会と内閣という拮抗する国家機関間の緊張関係を前提に、ゲームのルールを規定するのが憲法の財政規定である、という言い方もできよう。

20) なお、大脇（2003）は、仮に行政法各論の一分野としての財政法に行政法とは異なる指導原理が見いだされ、その重要性が共通認識となっていたとすれば、租税法のように「独立した法分野」を形成するに至ったはずであるが、財政法はそれほどの「遠心力」は持ち得ず、結果として「中途半端な形で「各論」に留まり続けてきた」と指摘する（6頁）。

21) 以下では主に杉村（1982）および碓井（2005）、碓井（2007）、碓井（2008）、碓井（2009）を参照したが、「財政法」の対象領域の特徴を抽出することが目的であり、厳密な体系化を企図したものではない。また、前項末尾に述べたように、単なる分類整理の意味を超えた体系構築的な概念は財政法において未だ見いだされていないというべきかもしれない。

22) 小嶋博士が「財政決定」の概念で指示したものに对应する。参照、小嶋（2004）、505頁。

23) 地方自治法242条・242条の2に規定する住民監査請求・住民訴訟の制度も、元来は地方自治体の財務会計行為の適法性を担保する財政統制の仕組みであり、ひとまずここに位置づけることができよう。もっとも近年では、財務会計事項に関連する自治体の施策一般の適法性審査や、補助金の「公益性」（地方自治法232条の2）要件適合性のように政策判断自体に関わる事案も争われるなど、住民訴訟の守備範囲は拡張する傾向にある。

制度（熟さない表現であるが、さしあたりこれを「財政単位」と呼ぶことにする²⁴⁾）を構成するのに対して、(c)異なる（相互に関連しつつも一定の独立性を保持する）財政単位間の関係に関する法として、(5) 地方財政法（特に国・地方関係）、(6) 社会保障財政法²⁵⁾、(7) 特別会計に関する法²⁶⁾、を挙げることができよう。

以上のような財政法の対象領域（およびその分節の態様）の特徴として、以下の3点を指摘できるように思われる。

- ① 公共団体の存在を前提とする「財政」概念、及び、「内部法」と「外部法」の区別
- ② 会計年度（1年）単位での、現金の流れ（flow）を中心とした体系
- ③ 〈主体間関係を規律する規範〉と〈組織法的統制規範〉の混在

まず①は、法律学における「財政」概念が、憲法と国家（公共団体）の存在を所与として、その経済的側面（ただし②の議論を参照のこと）に主眼を置いたものである、という点を指摘するものである²⁷⁾。これは国家と社会の二分法を前提とする思考方法であり、〈国家がその活

動に必要な財源を私人から調達するとともに、一定の手続を経て決定された公共政策目的に即して公共財・サービスを私人に配分・分配する、という外部法的な（法主体間の）関係と、〈国家＝公共団体内部における公的資金・財産の管理に関する内部法的関係〉との区分も、この二分法に由来している²⁸⁾。これを公法的な「財政」の把握ということができよう²⁹⁾。公共団体と私人という法主体間の法的・事実的關係に着目する視点からは、権力的關係の有無や、授益的關係にある私人の法的保護³⁰⁾が論点として意識されることになる。

次に②は、①とも関連するが、法律学の「財政」概念が、〈公共団体と私人の間での財貨（金銭その他の財産）の移転〉を捉えようとするものであることを指摘している。とりわけ金銭を介在させる法的關係であることから、（租税や課徴金のような権力的な金銭賦課の關係を除けば）公共団体と私人は（事実上はともかく、法的には）対等の關係に立つ³¹⁾ものと理解される点に、財政法の特徴の1つを指摘することができよう。しかし、金銭を媒介とする關係とし

24) 「財政単位」は実定法上の概念ではなく、分析のための作業仮説的な概念であるが、なお検討を要する。参照、藤谷（2006）184頁。

25) 社会保障財政については、法律学・財政学ともに、一般財政からの独立性を強調する議論がある。

26) 特別会計は法的には組織内部法的な勘定項目にすぎないとも言えそうであるが、一般財政におけるのとは異なる形で、公共団体と私人の間に負担・受益關係（外部法的効果）を生じさせる可能性がある点で、区別して取り扱う価値があるように思われる。これは後述する「行為主体間關係」への着眼や、Ⅱ－3で述べるインセンティブ設計論の観点との関連性を意識したものである。

27) ただしこのことは、主体を狭義の公共団体に限定するものではない。例えば、公的資金助成の法律關係は、公共団体と最終的な助成対象私人との間に指定法人等を介在させることが多く、これらも含めて考察の対象とすべきであると指摘される（碓井（2007））。また、特殊法人は、予算や事業計画等について主務大臣の認可に服するし、会計検査院の検査対象ともなっており、公共団体に準ずる財政的規律を受けている。

28) 「内部法」概念の多様な意味を整理するものとして、大脇（2003）、16頁以下を参照。

29) 前項に見たように、財政法学が公法学・行政法学の一分野として発展してきたことがその原因であると考えられる。この点、本号の中里論文は、異なる財政法の体系構築の可能性を示唆するものと思われる。

30) 給付行政についても、法治的統制が必要とされる議論について、参照、塩野（1989）、櫻井（1992/1993）。また、公共契約法における経済性・公正性・競争性・透明性の諸原則の存在につき、碓井（2005）、8～12頁。

31) たとえば、公共契約法においても、公法的な規制は課されるものの、前提となる法律關係は民法によって規律されている。福田（2007）451頁注2は、一般競争契約の公告が「契約の申込み」か「契約の申込みの誘引」か、についての議論があったことを紹介している。公告を契約の申込みとしてしまうと、条件を満たした応募が承諾となり契約が成立してしまうため、昭和36年の会計法改正による法29条3項第1項は公告が契約の申込みの誘引であるとの法的性質を明確にすることで、国が承諾の自由を留保するように手当てがなされた、ということである。

ての財政の特殊性を強調することにはメリットもある反面³²⁾、金銭を介在させない政策手段との実質的な同一性を見失わせるリスクもある³³⁾ほか、財政コストの最小化が必ずしも社会全体のコストの最小化を意味しないことを看過させる懼れもある³⁴⁾。

最後に③は、①で述べた「内部法／外部法」と一見類似するが、異なる点を指摘するものである。ここでは、異なる利害を有する複数の主体が存在し、意見の一致を見ない場合において、(広義の=必ずしも裁判所による裁断によらない)紛争解決手段として、「何が〈法〉か」に関する議論が意味を持つ、という側面が重要である。「予算の法的性格」論はまさにこのような性質の議論であったと考えられる。予算編成権を巡って拮抗する内閣と国会は、法人格を有する主体ではないが、固有の利害と動機をもって相互作用関係を形成するという意味での主体(「行為主体」)であると言えよう³⁵⁾。財政に関する「法的」な議論が、仮に裁判規範としては機能しなくても(内部法)、憲法及び既存の財政法秩序の中で正当と認められる立論が、現実の財政運営(それは基本的には政治の領域に属する)においても「一定の」説得力が認められる、という形で機能するとすれば、そのような議論を提供する法律学の役割も観念しうる。逆に、こうした主体間の対立がない場面では、法律学は必要とされにくく、目立った役割を果たせない。そこでは法は、見かけ上はあってもなくても同じ、ということになる³⁶⁾。あるいは、

単一の組織内部の統制のように、そもそも複数主体が存在しない場合においても、法は機能しにくい。これは行政／経営／管理の範疇に属する問題であり、法的な解決を与えにくいからである。このような場面における法の典型的な対処方法は、利害関係を持つ者に、手続的な参加・情報開示・意見表明・同意／拒否権などを与えるという、プロセス的な「枠付け」(行政裁量の統制などに見られる)である。いわば、実体の問題を制度配置・権限配分の問題に置き換える、という対処方法であると言えよう。

もっとも、以上に見たような財政法の特徴は、これまで必ずしも明確に指摘されてきたわけではない。この点はむしろ、次節に見る経済学における「財政制度」の把握方法との比較を通じて、その意義や限界が明らかにされるものであろう。

Ⅱ-2. 経済学における「財政制度」

Ⅱ-2-1. 多様なアプローチの存在

以下では、上に検討した法律学における「財政制度」把握を相対化するために、経済学からのアプローチを概観する。いうまでもなく、「財政」への経済学的アプローチは一様ではなく、各々に長所と弱点を抱えているが、ここではそれらの優劣を論じることが目的ではない。また、紙幅の制約上、個々の議論の詳細に立ち入ることもできない。

Ⅱ-2-2. 公共経済学の視点³⁷⁾

現在、「財政」に対する経済学的アプローチ

32) 藤谷(2006)、136頁以下は、金銭のオプション性が、財政主体・私人の双方に一定の範囲で行為選択の裁量を与えることを指摘する。

33) 経済学では、規制や公共事業などが実質的に特定の利益集団に所得を移転する効果を有することが夙に指摘されてきた(小西(2009)、14頁)。

34) 例えば、原田(2007)、234頁は、自主規制は国家の負担を低下させうる反面、社会全体の規制コストをむしろ増大させる可能性があることに注意を喚起する。また、大脇(2003)は、伝統的な財政法と行政法の「分離」が部分的に克服される状況を論じている。

35) このように捉えることで、ゲーム理論的な分析が可能となる。行政学にゲーム理論を応用した業績として例えば曾我(2005)を参照のこと。

36) 機能主義的に読み替えるならば、これは法が focal point を提供することで調整問題を解決している場面、ということになるであろう。参照、飯田(2004)、145頁。

37) 代表的なテキストとして、スティグリッツ(2003)、ヒルマン(2006)を挙げておく。「財政学」という表題を掲げていても、井堀(2008a)など、ここに言う公共経済学に属するものも多い。

のうちで最も大きな影響力が有するのが、公共部門（政府）の活動の経済的側面（公共経済）を分析する公共経済学であるといつてよいであろう。

このアプローチの最大の特徴は、「市場」をベンチマークとして捉えた上で、「市場の失敗」を補完する存在として公共部門の役割を捉えることにある。その規範的基礎は、完全市場均衡がパレート効率性を達成すること（厚生経済学の第一定理）に求められる。もちろん、取引費用や情報の非対称性等、様々な制約により、現実には完全市場均衡が成立する場面は限られているが、理論モデルが政府の役割を評価するベンチマークを提供していることが重要である。ただし、パレート効率性は所得分配の公正を担保するものではないから、所得再分配も公共部門の重要な役割として位置づけられることになる。所得再分配には社会厚生損失を伴うため、この問題は外生的に与えられた社会厚生関数の下で所得再分配による社会厚生改善を最大化する問題（最適課税・所得移転理論³⁸⁾）として捉えられることになる。このような分析視角からは、財政法学において顕著な、公共団体の存在を与件とした上で私人との関係や内部規律を問題とする着眼は導かれにくい。すなわち、市場が与件であり、公共部門は市場の補完という道具的役割を与えられるに留まる。ましてや財政「法」は議論の対象にすらならない。

第2に、このアプローチが立脚するミクロ経済学の観点からは、財政における金銭の介入は本質的な要素ではなく、あくまでも社会厚生で計測された費用と便益が問題となる。従って、

財政法が注目してきた租税・公債・財政支出等にとどまらず、公共財の供給や各種の規制なども、政府による市場介入の手段として連続的に把握されることになる³⁹⁾。反面、財政が金銭を媒介とすることに伴う問題系は見落とされやすい⁴⁰⁾。これは、公共経済学が（少なくとも理論的なベンチマークとしては）市場の補完に徹する理想的な公共部門を想定することに由来するものと思われる。

II-2-3. 公共選択論（政治経済学）の視点

以上に見たように、公共経済学の議論は、政府部門が理想的なエージェントとして振る舞うことを想定するものであるが、もちろんこれは理論モデルであって、現実に妥当するとの主張ではない。むしろ、「政府の失敗」は市場の失敗と同様、遍く観察される事象であり⁴¹⁾、経済学はこの点の解明を等閑視するものではない。社会厚生を最大化させる公共経済学の処方箋が政治過程において実現しない理由やメカニズムを分析するのは、公共選択論ないし政治経済学⁴²⁾と呼ばれる経済学の領域である（もっとも、近年では公共経済学においても財政及び公共政策決定のメカニズム（とその限界）に言及することが一般的であり（例えばヒルマン（2006））、両者の垣根は相対化しているようにも思われる）。

公共選択論（政治経済学）の主眼は、第1に、現実の政策選択がなぜ行われたのかに関する記述的な理論の提示である。特に近年では、非協力ゲーム理論や情報の経済学を用いて、普遍性を持ったメカニズムとして説明する事実解明的

38) 例えば参照, Kaplow (2008)。

39) 例えば, シャベル (2009)。この視点の応用を試みたのが, 中里 (1993) の「公共政策法」構想である。なお参照, 藤谷 (2007)。

40) この点の指摘について参照, 藤谷 (2006)。

41) なお, 「政府の失敗」の意味については注意を要する。小西 (2009) は, 政府がおおよそパレート効率性を実現できないことをもって直ちに政府の失敗と捉えるべきではなく, 民主的な集合的意思決定過程の問題によって, 理論的には実現可能なパレート改善的な政策が選択されない場合にはじめて政府の失敗があるとみるべきであると指摘する。

42) 政治経済学 (Political Economy) は様々な意味に用いられてきた。小西 (2009) 「はしがき」を参照のこと。「政治経済学」という語の多様な用法については, Weingast and Wittman (2006) が有益な概観を与える。

(positive)な業績が蓄積しつつある。その上で、第2に、こうした事実解明的な理論モデルを基礎に、現実の政策論に向けた規範的な提言が行われる。この点、公共選択論(政治経済学)における政策論との違いについて、小西(2009)は以下のように簡潔にまとめている。

「公共経済学で主に論じられてきた政策論は、政策変数の最適値、たとえば最適な所得税率や最適な価格規制の水準、を採すことであった。政治経済学では、政策変数の値はアクターの相互依存関係によって内政的に決まってくる。したがって規範的な議論は、たとえば投票制度、予算や政治資金に関する規制や情報公開、アクター間での役割分担や権限の配分といった、政策決定の枠組みを規定する諸制度の設計に重点を移す。」(小西(2009), iii頁)

公共経済学が、公共部門(政策)が市場に及ぼす作用に着目するのに対して、この視点は公共部門の「内部」の決定手続に光を当て、諸主体間の相互作用を中心に考察する点では、先に見た財政法の問題関心に近いと言える。他方で、公共経済学と同様に、この理論によって説明される「政策」は金銭を媒介とする「財政」には限定されておらず、資源配分・所得配分上の効果を持つ規制等を含むものである。

もっとも、公共選択論の中にも、有権者の情報制約のために民主的政治過程への統制は困難であるから、財政の膨張と利益集団によるレント・シーキングの横行は不可避であると捉えた上で、憲法的なルールによる統制を説くバージョン学派や、政治にも競争原理が働くため、結果的には公共政策の供給はパレート効率的なものとなると論じるシカゴ学派のように、様々なバージョンが存在している。すでに述べたように、様々なアプローチ間の優劣を論じることは

本稿の任務ではない。しかし、「政府の失敗」という現象に対して、前者は政治過程に優越する憲法的規範による統制を説き、後者は(政治における)市場競争という政治過程それ自身が任意にコントロールできないメカニズムによることを説く(従って政治的取引費用を低下させる措置が必要とされる)点は、「現行憲法の下では政治部門の裁量に委ねられていると見える財政運営の実体面について、いかなる規律が可能か」という問いを抱える財政法の問題関心からみても、拮抗する2つのパラダイムを示すものとして、興味深く指摘されよう。

II-2-4. 「財政学」の視点⁴³⁾

最後に、伝統的な「財政学」の視点についても簡単に触れておこう。もっとも、ドイツ官房学とイギリス古典派経済学の流れを汲む財政学は、狭義の「経済学」とは異質な学問であり⁴⁴⁾、「法律学と経済学の交錯」を論じる本稿の主題とはややずれる点があることは指摘されなければならない。

さて、財政学は、「貨幣による統治」としての財政に着目し、財政と市場経済をそれぞれ異質な論理に基づく経済組織として対置させる発想に立つ(二元的経済組織論)。公共経済学・公共選択論が、市場に対する道具的な存在として政府=公共部門を把握するのに対して、国家=政治の領域の固有性を承認し、国家と経済の結節点として財政を捉えようとする視点は、おそらく伝統的な公法学とは相性がよいものと思われる。とりわけ、財政の機能として社会統合を重視する視点(神野(2007), 15頁)は、注目されてよい。現実の統治者の主眼が、資源配分の最適化よりも、既存の政治社会を破綻させずに運営し続けることにあるという考え方は十分にもっともらしい⁴⁵⁾、現実の政治過程は、外生的に与えられた各有権者の選好充足のため

43) 以下は神野(2007)による。

44) 例えば神野(2007)は、経済学に限定されない「総合社会科学」としての財政学、とする(70頁)。

45) 公共選択論においても、政治家は選挙で落選しない程度に自己利益と有権者の利益を追求する(=社会的なfirst-bestではない)という分析があるが(参照、小西(2009)・第2章)、コインの両面のようなものかもしれない。

の取引の場、に尽きない意味を持ちうるように思われるからである⁴⁶⁾。

もっとも、このように理解された財政学は、国家と財政のあり方に関する全体論的(holistic)な構想ないし思想としては魅力的であるが、実定法秩序とどのような関係に立つかは必ずしも明らかではない。むしろ財政学が1つの思想として「良き統治者」に助言を与えるものだとすれば、法的な規範論の問題としては、実定財政法秩序がこれを前提として制度構想を行うべきか否かを判断する審級が別途問われることとなる。また、論者自身が指摘するように、「総合社会科学」としての財政学は未完のプロジェクトという面も強い(参照、神野(2007)70頁)、今後の展開を注意深く見守る必要があるものの、本稿の課題との関係ではこれ以上立ち入った検討は行わないこととする。

II-3. 比較 — 新たな財政法研究への示唆を求めて

財政制度をめぐる法律学と経済学(主に公共経済学・公共選択論)の諸アプローチについての以上の概観からは、両者の異同を踏まえた法律学的研究の新たな方向性について、以下の3点を指摘することができるように思われる。(1)第1に、法律学は、公共団体の存在を所与として財政を考えるが、これは経済学的観点からは必ずしも自明視されない。公共団体の存在を所与と考える観点からは、公共団体の金銭的な財政需要の充足(財源調達方法)、調達された金銭の用途に関する決定、および金銭の流れに関する公金管理など、財政はその個々の局面ごとに把握されることになるが、市場との関係で財政活動を捉える経済学的観点からは、財政活動がネットで経済にどのような影響を及ぼしたかが問題とされる。また、法律学的観点は法主体間の関係の特性(国家と私人の金銭を媒

介とした関係)に着目するが、しばしば財政コスト(budget cost)に関心を集中する余り、社会的厚生コスト(social cost)を視野に入れない結果となり、現実の政策決定に歪みをもたらしている可能性もある⁴⁷⁾。

もっとも、公共経済学の視点は、政策が予定する帰結(私人に与える影響)のみに着目する傾向があるが、それを実現する具体的な制度が異なれば、当然関与するアクターや手続も異なることとなるので、全く同じ結果が実現することは当然視できない。となれば、専ら経済学的観点によって金銭を媒介とする作用と規制(法的権利義務の形成と執行による政策実現)の連続性を指摘して事足りるとするのは不十分であり、むしろ財政が金銭を媒介とする仕組みであることに特有の問題を的確に把握し対処しうる枠組みを用意することが必要であろう。そうした視点を提供するのが、次に述べるインセンティブ設計論の観点であるが、もちろんこれは経済学的視点にも馴染むものであり、両者は相互に排他的ではない。

(2)第2に、財政に関わる主体のインセンティブ構造の分析と制度設計の重要性を指摘することができる。この点で有益な示唆を与えられるのが、公共選択論の蓄積である。もっとも、法律学の側にも、こうした経済学的視点に呼応しうる着眼点はすでに用意されている。II-1-2の③で述べた「(法人格を有する主体に限定しない)行為主体」の観点である。この観点は、財政の決定・運営に関わる各主体に、何を決定する権限を与え、あるいは何に対して特定の手続(例えば司法審査)のトリガーを引くかについての権限を与えるといった、複雑な権限配分のルールとして財政法(特に、内部管理法)を捉えることが可能であることを示唆する。そして、公共選択論が示唆するように、財政過程が、利害を異にする諸アクターの非協力

46) いわゆる熟議民主政論などが想起されよう。もちろんそれが(何らかの規範的基準に照らして)より望ましい帰結をもたらすかどうかは、全く別の問題である。

47) いわゆる「偽装された所得移転」の議論(小西(2009)第6章)である。また、財政コストが「見えにくい」仕組みである租税特別措置を用いた「隠れた福祉国家(hidden welfare state)」について参照、Howard(1997)。

ゲームの構造で把握できるのであれば、一見すると手続的なルールに過ぎない財政上の規律がゲームの均衡に影響を与え、実体的な政策選択をも左右する場面も観念しうることになる。この観点では、法律学と経済学の間に生産的な協働関係の構築が可能であるように思われる。(3) 第3に、法律学・経済学を問わず、財政に関わる規範論が共通して直面するディレンマの存在を指摘することができる。仮に社会厚生観点から first-best の処方箋が公共経済学によって「客観的に」同定可能であったとしても⁴⁸⁾、現実の政策立案・決定者には固有の利害があるため(エージェンシー問題)、社会的に first-best の政策が実現される保証はない⁴⁹⁾。この問題を「政府の失敗」と定式化した公共選択論は、財政運営に関わるアクターにこのような行動を取らせないような制度設計が重要であると説く。しかし、そのような制度設計を行うのが規律されるべき当の政策立案者(たとえば国

会)である場合に、自らの手を縛るような実体的・手続的ルールを設定することを期待できるか、という問題がある。例えば、財政法4条とその特例法関係に見られるように、財政規律を法律レベルで実現することは困難である⁵⁰⁾。さりとて、公共選択論のバージニア学派が説くように、憲法改正によって財政統制規範を導入すべしとの処方箋には、①本当に実効的な統制ルールを自己利益的な立法者が導入する動機はあるか、②仮に導入されたとしても、現実の運用の中で骨抜きにされるのではないか⁵¹⁾、との疑問が提示され、やはり「制度設計者を誰がどう規律付けるのか」というディレンマ(本稿ではこれを「設計者問題」と呼ぶことにする)から逃れられない。となると、(2)で述べたインセンティブ構造の設計・制度移行自体が、制度設計者のインセンティブ構造に整合的でなければならぬ。Ⅲでは、この問題への応答が試みられることになる。

Ⅲ. 法律学と経済学の交錯—生産的な対話のために

Ⅲ-1. 基本的な考え方

本稿は、財政制度をめぐる法律学と経済学で蓄積されてきた議論の大半が、相互に棲み分け・すれ違いの関係にある現状を踏まえつつ、実体的な政策論・制度設計論に貢献しうる新たな財政法学的研究のためには、とりわけ法律学が

経済学との対話から学ぶ必要がある、という立場に立つものである。しかし、このことは、法律学としての財政学に固有の利点や限界を無視しようとするものではない。むしろ、〈法律学にできないこと〉と〈やろうと思えばできること〉を区別することが必要となろう。

48) もっとも、実際には公共経済学内部においても理論的対立がありうる。「科学的・客観的な知見を現実の政策に反映させるべき」という論法が一筋縄では行かない所以である。

49) この点、公共経済学は、政治過程から独立である(と措定される)市場をベンチマークとすることで、民主的政治過程の外側に規範論の足場を置くものとも理解できる。しかし、諸個人の選好を外生的な与件と考えて良いか、という疑問も指摘できる。とりわけ公共財については、政治過程における議論や宣伝を通じて選好が形成される面もあるように思われる。もっとも、財政が及ぼす複雑な影響の結果、誰にどのような「損得」が生じているのか、を明らかにすることは、財政決定の透明性に資する。また、費用便益分析も、財政決定の複雑性を縮減し、見通しを効かせる(抽象的な「原則」を並べるよりも検証可能性を高める)機能を果たしうる。

50) 本特集の杉本論文を参照。法律による財政規律の困難性については、藤谷(2008)も参照のこと。

51) 例えば、Briffault(2008)は、米国の州憲法における均衡財政原則が実際には裁判所によってエンフォースされていないことを指摘する。

すなわち、実際にどのような財政運営を行うべきか、という実体的な政策論を直接に展開することは、やはり法律学の能くするところではない。適切な国債発行額や税率・公共支出の額や配分などについて法律学が独自に語りうる事柄は乏しく、経済学の知見を踏まえつつ政治的に適切な決定がなされることを期待するしかない。しかし他方で、そうした決定を促進するような仕組みを設計し具体化することは、財政法学の正当な責務として位置づけられるであろう。従来の財政法学も、民主的正統性・透明性・経済性などの一般的な指導原理を語ることはあったが、これらをより具体的な制度設計論に反映させる作業が必要となる。その際には、これらの抽象的な概念が機能主義的観点からはどのような意味を持つものとして位置づけられるか、という視点が不可欠であろう。

もちろん、本稿は、従来の法律学的な作業の価値を疑うものではない。法律学がこれまで能く扱ってきた問題について議論のあり方を変えることを（少なくともさしあたっては）主張するものではない（既存の財政法学全体の見直し、という課題も別途立てうるが、本稿の課題ではない）。以上のことを確認した上で、以下では、従来の法律学的研究でうまく扱われてこなかった問題（財政に関する実体的な政策論・制度設計論）について、経済学との対話によって新たな研究の可能性が開かれることを示すべく、具体的にどのような視点で今後の研究を展開していくべきか、についていくつかの試論的な見通しを示すこととしたい。

Ⅲ－２．機能主義的分析との双方向的な対話

第1に、経済学との対話は、法律学が当然の前提としてきた思考枠組みや概念の分節に、機能主義的視点からの反省を迫る契機となる（Ⅱ－３（１）参照）。ただし、本稿の趣旨は、法律学が経済学的・機能主義的観点を無批判に受け入れるべきということではない。現在の法制度が機能主義的にはどのように評価されるか、より合理的な制度設計はないか、という議論に法律学が開かれることで、かえって自らの思考枠組みの意味を再確認する機会にもなり得る。

たとえば、公債発行の捉え方について、経済学の視点と法律学の視点のズレが指摘できよう。経済学的には、公債発行は課税のタイミング（税負担を負うのは現在世代か将来世代か）の問題として捉えられるが、法的には（憲法85条の手続はあるものの）公債発行が将来の課税を直ちに意味しないことに注意を要する。憲法85条の国会の議決はあくまでも「国として債務を負うこと」の決定でしかなく⁵²⁾、将来の財政決定（課税）は再度行われなければならないが、まさにこの財政決定のフェーズを介在させることが、将来時点で民主的正統性を調達した財政決定者の裁量を許容する反面、時間的非整合性・コミットメントの困難性の原因となっている⁵³⁾。だからといって現時点の財政決定が将来のそれを全面的に拘束するルールは考えにくいのであるが、部分的にせよ一般財政とは別の仕組みを意図的に作り出すことで、コミットメント能力を高める方策が検討されることになろう⁵⁴⁾。これは確かに財政法の一般原則からは逸脱する制度と捉えられる可能性があ

52) また、法的には明らかに国の借金は国民の借金と同じではない。両者が関連づけて理解されるのは、市場経済が（従ってそれに依存して生活する私人が）国庫の破綻およびそれに事実上随伴する通貨の暴落によって大きすぎる衝撃を受けるからという事実上の問題にすぎない。

53) すなわち、経済学的考慮に基づき、動的に最適な資源配分として公債発行を行ったとしても、将来の議会がそのプログラムを完遂してくれる保証はない。現在そのような見通しを立て、さらに法律も作ったとしても、将来改正される可能性がある。結果、現在の財政政策決定者は、経済情勢の不可視性のみならず、将来の財政主体の行動の不確実性も考えなければならない。なお参照、井堀（2008b）。

54) 一例として、近年発行例が見られる事業別歳入債（参照、吉野・Robaschik（2004））などは、事業からの資金回収と投資家への償還のフローを法的に結びつけることで、財政決定のフェーズを介在させることによる（市場から見た）エージェンシー・コストの発生を防いでいるとみることができる。また、モニタリング費用の節約という観点からも説明が可能であるかもしれない。

るが、むしろ財政法の基本的な構造に起因する根本的なディレンマを認識する契機として、財政法学における位置づけを模索するべきであろう。

他方、公共経済学においては、税制と社会保障制度は所得移転の制度として一体的に把握するのが一般的である（例：Kaplow (2008)）。この考え方からすれば、最近注目されている「給付付き税額控除」についても、理論的には税制と一体の制度として（例えば給付から課税に切り替わる点で税率が不連続とならないようにするなど）設計されるべきということになると思われる（例えば、Shaviro (1997)）。これに対して、法学は伝統的に租税制度と社会保障制度を区別し、それぞれを異なる領域と捉えてきた（その背後に、公共団体と私人の法的関係の性質に着目するという法学の思考方法を指摘することができよう）。このような視点の違いをすれ違いに終わらせるのではなく、有益な対話・問題発見の契機として活用することが試みられるべきであろう⁵⁵⁾。

Ⅲ-3. インセンティブ構造と法制度設計

財政法の主要部分が公共団体の組織内部法であり、必ずしも裁判規範とならない法であることが、法律学的研究の蓄積を阻害してきたことはすでに触れた。しかし、経済学的視点（より正確にはゲーム理論的視点）は、法的主体に

限定されない行為主体のインセンティブ構造や、行為主体間の相互作用を分析する手がかりを与える。これによって、法の機能について新たな知見（あるいは、法がなくても一定の均衡が成り立っている、という発見も含めて）が得られる可能性がある。

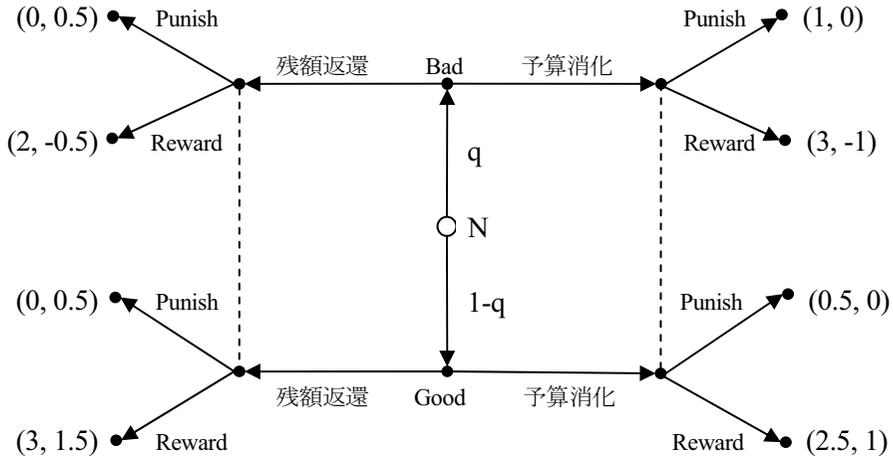
例えば、事業官庁と査定官庁の関係などは、私的情報とシグナリング・ゲームの枠組みで分析することが可能かもしれない（図1参照⁵⁶⁾）。First-bestの社会厚生観点からは、年度末に予算執行残額が生じた場合に無理に消化することは望ましくない。しかし、執行残額の存在が、事業官庁が効率的な予算執行に努めた結果（Goodタイプ）なのか、それとも当初の予算の見積もりが杜撰であった証拠（Badタイプ）なのかは、査定当局には見分けが付かない（私的情報）ため、査定当局は、事業官庁の行動（無理に予算消化／残額を正直に申告し返上）から、事業官庁のGood/Badタイプを推測するしかないが、区別ができない場合、査定官庁が執行残額を観察した場合には一律に翌年度の予算減額を行う（Punish）、という戦略を選択する可能性がある。この場合、本来ならば正直に申告し返上する方が望ましいと考えるGoodタイプの事業官庁も、Badタイプの官庁同様、無理な予算消化に励むであろう。この場合、事業官庁側で効率的な予算執行を行って予算を節約する行

55) 例えば、藤谷 (2009) は、Kaplow (1998) に示唆を得つつ、所得水準とリスクに対する脆弱性の関係から、社会保障給付制度の対象となる低所得者層はとりわけ所得認定・給付額（マイナス税額）算定の過誤に対して敏感にならざるを得ず、税制とは異なる（より高い執行コストをかけて正確性を追求する）社会保障制度によることが合理的である可能性を示唆した。これは、公共経済学の知見では等閑視されがちな税制と社会保障制度の制度的分節の背後には機能主義的な説明が可能な合理的理由がありうること、しかもその際に、一見ドグマ的な概念に立脚する法学との対話が、経済学的に有益な知見を発見する契機となること、を例証しようとするものであった。

本特集の渡辺論文は、より一般的な枠組みで、経済学的視点と法律学的視点の特徴を、ネットの視点とグロスの視点として整理した上で、所得分配効果の観点からはネットの視点が重要であるが、金銭の流れに伴う情報が持つ意味を加味するとグロスの視点が重要となると述べており、極めて示唆的である。また、情報の観点が経済学と租税法の共同作業においても重要であるとの指摘につき、渡辺 (2010) も参照のこと。

56) 以下の議論については、Baird, Gertner, and Picker (1994), ch. 4 から示唆を得た。

図1：査定官庁と事業官庁のシグナリング・ゲームの例



利得；（事業官庁，査定官庁）

動は非合理ということになってしまう⁵⁷⁾。もちろんこれはゲームの仮設条件に依存した議論であるが、財政制度の実情としてある程度一般化可能なモデルであるならば、こうした状況下

で、法がどのような役割を果たしうるか（単純に「望ましい行動をとるべし」と義務づける法は、事業官庁のタイプを観察できない場合には機能しない）、という問いは、ゲーム理論から

57) 図1のモデルは以下のような想定に基づいている。

まず、事業官庁の利得は、①今年度の予算執行残額からの利得と②翌年度の予算配分額からの利得からなる。Goodタイプの事業官庁の場合、①については、無理な予算消化から得られる利得(0.5)よりも、無駄な労力を使わずに残額返還して翌年度に適正な配分を受ける方が大きな利得(1)を得る。②について、翌年度に適正な配分(Reward)を受ける利得は2であるが、正直に残額返還したにも関わらず何らかの理由で翌年度の予算削減(Punish)を被った場合には、今年度に返還するよりは予算消化した方がよいと判断する(翌年度の事業を前倒して行うなど)ため、(残額返還→Punish)の場合にGoodタイプが得る①+②の利得は0とする。(予算消化→Punish)の場合には、②の利得は0であるが①の利得が0.5であるため、合計0.5となる。他方、Badタイプの事業官庁の場合、残額返還からは利得を得ず、予算消化からは1の利得を得る。翌年度に通常の配分(Reward)を受ける利得は2であり、予算削減(Punish)を被る場合の利得は0である。

次に、査定官庁の利得は、(予算が配分された事業の社会的利得-財政コスト)で表す。翌年度の予算配分を行う場合のコストは1で、社会的利得は相手がGoodタイプの事業官庁だった場合は2、Badタイプの事業官庁だった場合は0とする。ただし、初年度に残額返還を受けた場合には、財政コストは0.5減少する。また、査定官庁には、事業官庁のタイプは事前にはわからず、これまでの経験(あるいは思い込み)から、事業官庁のうち q はBadタイプ、 $1-q$ はGoodタイプであるとの事前予想(belief)を有している(なお、 $0 < q < 1$)。また、この事前予想は事業官庁にも既知であるとする(共有知識)。

以上のゲームにおいて、分離均衡は存在しない。例えば、Goodタイプが残額返還、Badタイプが予算消化、査定官庁が「残額返還をするのはGoodタイプ、予算消化をするのはBadタイプ」との予想に基づいて、残額返還に対してはRewardで応じ、予算消化に対してはPunishで応じる、という均衡は、Badタイプが(査定官庁の予想を踏まえてGoodタイプを装うために)残額返還を行う動機を持つ(これによって利得が $1 \rightarrow 2$ と良化する：すなわち、Badタイプにとって予算消化は最適反応ではなかった)ため、成り立たない(もう1つの分離均衡の可能性についても同様である)。

他方、このゲームには2つの一括均衡の可能性(「両タイプともに残額返還を行い、査定官庁がRewardで応じる」または「両タイプともに予算消化を行い、査定官庁がPunishで応じる」)が存在するが、いずれが成立するかは、査定官庁の事前予想における q の値に依存している。査定官庁は、両タイプが残額返還を行う場合のPunishまたはRewardの期待値(Punish: $0.5q + 0.5(1-q)$; Reward: $(-0.5)q + 1.5(1-q)$)および両タイプが予算消化を行う場合のPunishまたはRewardの期待値(Punish: $0q + 0(1-q)$; Reward: $(-1)q + 1(1-q)$)を最大化しようとするが、 $q > 1/2$ (言うなれば、査定官庁が事業官庁性悪説に立っている場合)のときにはいずれの場合にもPunishをとるのが査定官庁の最適戦略ということになる。この場合、それを予想する事業官庁は、両タイプとも、査定官庁がPunishを選ぶ場合の最適反応である「予算消化」を選択するため、「全ての事業官庁が予算消化を行い、査定官庁がPunishで応じる」という一括均衡が成立することになる。つまり、Goodタイプの事業官庁が存在するにもかかわらず、査定官庁が悲観的または性悪説で臨む場合には、Goodタイプの事業官庁も予算消化という(事業官庁自身にとっても、社会的にもsuboptimalな)戦略を選んでしまう、ということである。もっとも、査定官庁の予想 q が、真実の確率分布 q^* ($< 1/2$)と食い違っている場合には、(上記にモデル化されたゲームの外側での)何らかの方法(例えば期限を区切って全ての事業官庁にRewardを与えて結果を観察してみる)で査定官庁の予想を更新させることによって、社会的にbetterな一括均衡へと移行できる可能性もある。

得られる有益な示唆と言えよう。

また、上記のモデルとは異なる場面であるが、やはり本来は Good タイプの事業官庁が自らのタイプを査定官庁に伝達できない、nonverifiable information の状況下で、例えば会計処理の過誤を指摘されることが、査定官庁に対して当該事業官庁が Bad タイプであるとの誤ったシグナルを伝達してしまう可能性があるような場面では⁵⁸⁾、事業官庁には過剰なコンプライアンスを行う誘因が働くことになる。つまり、究極的な Principal（有権者）にとって first-best な水準よりもコンプライアンスにコストをかける（その結果として生じる機会損失等は財政コストに反映されず、結果的に財政によってファイナンスされる行政のパフォーマンスを低下させている可能性がある）、という構造が指摘される。法律学は単純に「公金の適正な管理」ということを言うが、インセンティブ構造に着目しないとかえって非生産的になるかもしれない。それでも敢えてこうした帰結を財政法制が意図的に引き受けているのだとすれば、それはなぜか、を説明する必要があるだろう。

Ⅲ－４．市場・均衡・制度

以上のようにインセンティブ構造に着目する観点からは、明文で書かれた法的ルールのみを対象として財政制度を分析することは不適切であることがわかる⁵⁹⁾。さらに、シグナリング・ゲームの例が示すように、財政運営に関わる行為主体の行動制御に有意味な変数であるが、法文に書けない（書き込んでも立証不能であり適

用できない）場面もある。この点、従来の財政法学の大部分は、明文の法的ルールと判例・行政実務を整理し叙述することに費やされてきたと考えられる。確かに法律学がテキストから出発する学問である以上、これは正しい態度である。しかし、法が実定法規範以外の要素とどのような相互作用関係にあるかに着目することは、財政法学の研究対象を豊かに拡張する可能性を開くものであり、本稿の出発点でもあった、財政に関する実体的な政策論・制度設計論を行う法律学としての財政法学の方向性を示唆するものであると言えよう。

このような研究の方向性の 1 つが、財政主体（公共団体）と相手方である私人の間に存在する「ソフトロー」に着目することであろう。たとえば、地方債市場における「暗黙の政府保証」は、法的根拠は曖昧であるにも関わらず、当該市場における均衡に影響を及ぼすという意味⁶⁰⁾で、「財政制度」の一部と捉えることができよう。財政法学の対象とする「財政制度」をこのような意味で把握することによって、財政法学は、人々の行動に影響を与える、法及び法以外の諸要素を総合的に分析することを通じて、法の機能と役割をより良く理解することが可能になろう⁶¹⁾。

Ⅲ－５．制度と法の関係 — 「設計者問題」への応答

もっとも、以上のように財政法学の考察対象を拡大し、法とそれ以外の要素を相対化することには、法の規範的価値をないがしろにするの

58) 参照、キャンベル (1984) , 45 頁。

59) 青木＝鶴 (2004) , 5 頁 [青木昌彦執筆] は、財政の問題を分析する際には「単に法文化されたルールのみでなく、そうした公のルールや政府組織の構造、世の中における情報や能力の分配などが、政府と民の両方にどのようなインセンティブを生み出すのか、どのような行動パターンを生み出すのか、結果としてどのような実効的なゲームのルールが生み出されるのか、などといったことを分析する必要がある」と強調する。

60) この点を分析したのが、藤谷 (2008a) である。ただし、単なる均衡と規範の間にはなお隔りがあるように思われる。もっとも、「暗黙の政府保証」と呼ばれる均衡状態が成立しており、それが当該市場においてゲームをプレイする人々が共通に有するゲーム構造についての認識を与えているときには、「制度」が存在していると考えてよい。これは、比較制度分析 (青木 (2003)) の意味における「制度」概念である。

61) 従って、政策論・規範論においても、法のみで規律付けを考えるのではなく、市場との関係で財政主体の行動パターンを制御する、という考え方が導かれる。藤谷 (2008b) は、ごく初歩的な見通しながら、国債市場を通じた財政規律と、それを念頭においた国債管理政策の再定位について論じた。

ではないかという直感的な反発に留まらず、これは端的にゲーム理論ないし経済学の応用に過ぎず、法学に固有の意義や強みを失うことになるのではないかと、との疑問が呈されることも考えられる⁶²⁾。

しかし、この正当な疑問に対しては、まさに本稿が財政法学にとって最大のアポリアとして措定した「設計者問題」に対応するために必要な枠組みが、ここで前提としている種類のゲーム理論である、と応じることができる。また、この理論枠組みで法（学）の役割を正しく認識することで、むしろ発展的な形で疑問に答えることが可能となる。

ここで想定しているゲーム理論の性格については、曾我（2004）が簡明にまとめているので、それを参照しよう。

まず、ゲーム理論による「制度」の捉え方は、大きく3つに区別される。

第1の捉え方は、ゲームの構造、その中でも特に行動プロファイルを規定するものを制度と捉える考え方であり、その代表がNorth（1990）の「制度とはゲームのルールである」というものである。

第2の捉え方は、ゲームの均衡として制度を捉える考え方である。制度選択のゲームは、その制度の下で行われるゲームとは別に設定し、その制度選択ゲームの帰結として制度の形成を説明する。

しかし、これらの考え方では、ゲームの構造、あるいは（メタの）制度選択のゲームの構造はいかにして与えられたのか、という問題に答えることができない（本稿に言う「設計者問題」に対応する）。

そこで、第3の考え方は、ゲームの構造につ

いての人々の認識に注目する。人々がどのようなゲームをプレイしているかという認識が共通のものとなっているとき、制度が成立していると考えられる。人々がゲームをプレイするとき、実際には、どのようなゲームをプレイしているかを主観的に予測しながら行っているものであり、これが食い違っている場合にはそもそもゲームの均衡も成り立たない。その上で、なぜ人々の主観が共有化されるのかのメカニズムまでも内生的に説明しようとするのが、ここで依拠しようとしている理論枠組みである（青木（2003）、青木（2010））。これは、主観に基づき人々がゲームをプレイし均衡が成立していることを、人々が認知することで、そもそもの主観が正しかったことを人々が再確認する（あるいは主観のズレを修正する）という、認識論的なフィードバックの働きをモデルに組み入れたものである。これによって、制度は（外生的な初期状態が経路依存的に与えられれば）あとは自己組成的・回帰的に進化していくことになり、「設計者問題」は解消される⁶³⁾。

この理論の下では、人々は様々な社会的仕組みの助けを借りてゲームの構造についての認識を共有化すると考えられており、法はまさにそうした社会的仕組みのうち最も重要なものの1つである。ここでは、法はゲームのルールそのものというよりも、ルールを明文化し公表することで、ゲーム構造についての認識を共有化するメカニズムとしてより良く理解される⁶⁴⁾。

しかし、このような抽象的な議論は、われわれの課題（財政制度の新たな法律学的研究のあり方）にとって、いかなる意味を持ちうるのであろうか。そこで以下、具体的な例として「健全財政主義」を例に取り、検討してみよう。

62) 異なる文脈ながら本質的に同じ点を指摘するものとして、曾我（2010）を参照のこと（行政法の執行過程の分析にゲーム理論を応用した研究に対して、その意義を認めつつも、「同じくゲーム理論を用いる行政学などの研究と比較した場合の、法学に固有の貢献は何か」は何か、と問う）。

63) 従って、誰一人としてこの制度の外側に立って「制度を設計する」ことはできない、というのが応答ということになる。実はこれは、個々の法律家・法学者と総体としての「法（システム）」の関係に似ている。

64) 以上につき、曾我（2004）、93-94頁。と同時に、法自体も一つのサブドメインとして、その内部に認識論的なゲーム構造を有している。詳しくは青木（2010）、40頁を参照のこと。

赤字公債を発行しないという意味での均衡財政を要求する健全財政主義は、財政法4条という形で実定法化されている。しかし、この財政法4条が規律付けの対象とする財政決定者（内閣・国会⁶⁵⁾）は、（予算よりは多少コストが高いとはいえ）自ら法律改正を行う権限を与えられており、赤字公債発行のための特例法の恒常化に見られるように、今日では法規範としての機能を果たしていない。憲法改正による財政規律条項の導入の可能性をさしあたり度外視するとすれば、結局、財政規律は、政治的に自己強制的（self-enforcing）なルールでなければ存立し得ないということになる⁶⁶⁾。これは上に見たゲーム理論による制度の捉え方のうちの第2のものに対応する。財政規律が均衡状態として成立していること自体が「制度」として捉えられ（逆に、財政赤字が恒常化している日本の状況もまた、日本の「財政制度」の一部ということになる）、主要な行為主体に制度を変更する誘因がなく均衡していることが、財政規律が成立するための必要条件として理解することができよう。ここではまだ法は積極的な意味を果たさない。仮に（現実とは逆に）財政法4条が遵守されているように見えても、それはこの法律の規定に依存せずに均衡状態が成り立っ

ていることの反映に過ぎないとも考えられるからである⁶⁷⁾。

むしろ、法が役割を果たすのは、「均衡としての制度」が変化し、制度変化のメカニズムにおいてである。法的命題に関する言明によって健全財政主義に強い規範的意味づけが与えられ、それが支持を得ることによって、財政運営に関わる行為主体にも（健全財政主義に違反することが自らに政治的サンクションをもたらすのではないかと、という予想を通じて）一定の影響を及ぼす、というシナリオは、現在の日本ではおよそ現実的ではないが、一定の社会的条件があれば成り立ちうるかもしれない。もちろん、その場合にも、法的言明だけで均衡を動かすことは困難で、他の政治的・社会的要素と相互に増幅しあうようなモメンタムが生じてはじめて、こうした事態が生じる可能性が開かれるものと思われる⁶⁸⁾。この点で、公会計改革や、財政の risk exposure を正確に財政コストに反映させるなど（本特集の田尾論文・神山論文参照）の手続的なルールの整備は、政治的な合意が得られやすい形で財政の透明性を高めることによって、何らかのきっかけで財政規律に向けたモメンタムが生じやすくなる前提条件を形成するものと評価できよう。

65) 日本国憲法の下では両者が一体となって財政運営にあたるのが想定されているとの理解につき、櫻井（2001）参照。

66) 同じ論理は、実は憲法上の人権規定にも当てはまる。なぜ先進国においては多数派が少数者の人権を蹂躪しないことにコミットしているのか、ということは（法学者にとっては自明でも）社会学者にとっては、1つの解明されるべき問いである。See, e.g., Levinson (2010)。

67) もちろん、安定的に成立している均衡状態の下では全て法はあってもなくても同じということ言っているわけではない。ここでは、問題となっている財政法4条の名宛人が自ら法を改正しようという特殊な事情がある。例えば財政法令の中でも、政府調達に関与する担当官を規律づける法令などは、サンクションを通じて均衡の実現に寄与していることは疑いが無い。このような「通常の」法の機能については、あえて本稿のような枠組みを持ち出さずとも、通常の法学あるいは法と経済学の枠組みで分析可能である。もっとも、近時の法と経済学が目指す「法の表出機能」（飯田（2006-2007））の中には、「人々の認識の共有化を助ける社会的仕組みとしての法」に通じるものがあるかもしれない。

68) このような「意味づけをめぐるゲーム」は、皮肉なことに、まさに1965年に健全財政主義が後退しようとする時期に、この原則を守ろうとする大蔵省主計局を中心に展開されていた。そこでは財政法にそれなりの重みが与えられており、歳入欠陥の補填として公債発行はやむを得ないとしても、4条但書の建設公債でいくのか特例法（赤字公債）でいくのか、どちらが財政法4条の原則に対するダメージが少ないか、が真剣に議論され、結果的に後者が採用されたという経緯がある。参照、山口（1987）第4章。ここでは同条の規範は単なる「法ルール」ではなく、ある程度の曖昧さを持ったスタンダードとして再解釈が施されうるものとして捉えられており、当局者はそこでの「意味のゲーム」をプレイしていた、ということになるであろう。

また、このような「均衡としての制度」の持続・変化のメカニズムにおける「法」の役割を踏まえれば、財政規律の法的ルールの位置づけもより明確に理解できる。藤谷（2008b）は、財政規律の法的ルール化の意義として、実体法的規律の貫徹それ自体が重要なのではなく（厳格なルールは経済状況の変化に対応できずかえって放棄されやすい）、むしろひとまず法的なルールとして設定された（従って一定の手続を踏まないと変更はできない）何らかの目標に財政決定者をコミットさせ、状況に応じて変更は認めるもののその変更手続において、当初の財政目標から乖離する理由を明確に説明させるといった財政規律責任の明確化の契機として、位置づけるべきことを示したが、本稿の枠組みからすればこれは、財政規律に向けた「意味づけを

めぐるゲーム」が成立しやすくするための手続的工夫であるといえることができる。

法源として共有されたテキスト（例えば財政法4条）にいかなる意味づけが与えられ、それが法的言説内部の議論を超えて均衡に影響を及ぼしうるか否かは、様々な要素の相互作用に依存する問題であるが、少なくとも財政法学は、自らも認識論的進化ゲームのプレイヤーの1人として、主に法的言説内部での意味づけのゲームを通じて、制度変化に影響を及ぼそうとする存在として、自らの営みを理解することができるように思われる。その際に、財政法学がより説得力を持つ「意味」を提供するためには、本稿が検討してきたような、経済学との双方向的な対話を通じた分析枠組みのアップデートが有益なのではないかと考える。

IV. 結語 — 財政「制度」の学際的な研究に向けて

本稿の立場は、伝統的な法律学からすれば機能主義的視点に偏りすぎていると評価されるかもしれない。また、経済学からは反論可能性が低い議論をしていると批判される可能性もある。本稿は、両者の架橋に向けた第一歩に過ぎない。財政制度を巡って法律学と経済学がいかなる意味で対話が可能であり、その対話を通じて、特に財政法学の側でどのような研究の方向性が要請されるか、について示すことができたとすれば、本稿のさしあたりの目的は達せられたことになる。

少なくとも、本稿が示した財政法の体系化作業は、法律学にとっては、①個別の法的議論が財政制度に関する議論の全体像の中でどのような意味を持つのかを自覚する手助けにはなるし、②従来の議論では気がつかなかった問題設定に気がつくという発見論的な研究アジェンダ設定機能を果たすことができる。他方、経済学に対しても、③モデル思考による現状認識から

規範的提言に移行する際に、法律学との対話によって「一旦立ち止まって再検討する機会」を提供することができるのではないかと考える（そのため、本稿の提唱する財政法学はあくまでも法律学であって経済学に回収されず、ただ、相互のコミュニケーションに開かれた体系化を意図している）。最後に、④財政に関する政策的な議論が直面する「設計者問題」に対しては、認識論的な進化ゲーム理論を応用した制度理論の枠組みの中に、法の役割と法律学の営みを位置づけることによって、漸進的な解決が可能であることを示唆した。

本稿のような抽象的な作業は、具体的な問題を分析する各論研究に活用されて（またその中で反省され再検討されて）はじめて意味を持つ。本稿が試論的に提示した新たな財政法学の枠組みに沿って財政法の各論的研究を積み重ねていくことを筆者自身の今後の課題として、本稿を終えることとした。

参 考 文 献

- 青木 (2003) : 青木昌彦 (滝澤弘和 / 谷口和弘・訳) 『比較制度分析に向けて [新装版]』NTT出版, 2003年
- 青木=鶴 (2004) : 青木昌彦=鶴光太郎編著『日本の財政改革』東洋経済新報社, 2004年
- 青木 (2010) : 青木昌彦 (藤谷武史・訳) 「戦略的相互作用と個人予想を媒介する認知的メディアとしての制度」新世代法政策学研究 9号 (2010年) 1頁
- 飯田 (2004) : 飯田高『〈法と経済学〉の社会規範論』勁草書房, 2004年
- 飯田 (2006-2007) : 飯田高「フォーカスポイントと法 (一) (二) — 法の表出機能の分析に向けて」成蹊法学 63号 275-306頁, 65号 421-458頁 (2006-07年)
- 一木 (1899) : 一木喜徳郎『日本法令豫算論 [訂正再版]』哲學書院, 1899年
- 井堀 (2008a) : 井堀利宏『財政 [第3版]』岩波書店, 2008年
- 井堀 (2008b) : 井堀利宏「公共政策への経済的影響」法哲学年報 2008, 58頁
- 碓井 (2000) : 碓井光明「憲法と財政」法学教室 233号 (2000年) 81頁
- 碓井 (2005) : 碓井光明『公共契約法精義』信山社, 2005年
- 碓井 (2007) : 碓井光明『公的資金助成法精義』信山社, 2007年
- 碓井 (2008) : 碓井光明『政府経費法精義』信山社, 2008年
- 碓井 (2009) : 碓井光明『社会保障財政法精義』信山社, 2009年
- 大石 (2008) : 大石眞「憲法の法源」ジュリスト増刊『憲法の争点』有斐閣, 2008年
- 大脇 (2003) : 大脇成昭「財政法の外部効果論」熊本法学 103号 (2003年) 1頁
- 大脇 (2008) : 大脇成昭「[「財政」と「予算」の概念に関する一考察」熊本法学 113号 (2008年) 69頁
- 加賀見 (2010) : 加賀見一彰「無駄ヅモ無き「法と経済学」改革」新世代法政策学研究 7号 (2010年) 345頁
- 木村 (2007) : 木村琢磨「財政の現代的課題と憲法」『岩波講座 憲法 4 変容する統治システム』(岩波書店, 2007年) 161頁
- 木村 (2008) : 木村琢磨『ガバナンスの法理論 — 行政・財政を巡る古典と現代の接合』勁草書房, 2008年
- キャンベル (1984) : ジョン・C・キャンベル (小島昭・佐藤和義訳)『予算ぶんどり — 日本型予算政治の研究』サイマル出版会, 1984年
- 小嶋 (1988) : 小嶋和司『憲法と財政制度』有斐閣, 1988年
- 小嶋 (2004) : 小嶋和司『憲法概説』信山社, 2004年
- 小西 (2009) : 小西秀樹『公共選択の経済分析』東京大学出版会, 2009年
- 櫻井 (1992/1993) : 櫻井敬子「資金交付活動の統制に関する考察 (一) ~ (三・完)」自治研究 68巻 11号 78頁, 12号 112頁 (1992年), 69巻 1号 106頁 (1993年)
- 櫻井 (2001) : 櫻井敬子『財政の法学的研究』有斐閣, 2001年
- 塩野 (1989) : 塩野宏『行政過程とその統制 (行政法研究第三巻)』有斐閣, 1989年
- シャベル (2009) : スティーブン・シャベル (田中亘・飯田高=訳)『法と経済学』日本経済新聞出版社, 2009年
- 神野 (2007) : 神野直彦『財政学 [改訂版]』有斐閣, 2007年
- 杉村 (1958) : 杉村章三郎「財政—財政法の変遷と学説」法律時報 30巻 1号 (1958年) 74頁
- 杉村 (1982) : 杉村章三郎『財政法 [新版]』有斐閣, 1982年

- スティグリッツ (2003) : J・E・スティグリッツ (藪下志郎訳) 『公共経済学 [第2版] (上) (下)』東洋経済新報社, 2003年
- 曾我 (2004) : 曾我謙悟「ゲーム理論から見た制度とガバナンス」年報行政研究 39号 87頁
- 曾我 (2005) : 曾我謙悟『ゲームとしての官僚制』東京大学出版会, 2005年
- 曾我 (2010) : 曾我謙悟「書評 平田彩子著『行政法の実施過程－環境規制の動態と理論』」法社会学 73号 (2010年) 262頁
- 常木 (2000) : 常木淳『費用便益分析の基礎』東京大学出版会, 2000年
- 中里 (1993) : 中里実「国家目的実現のための手法」南博方他編『行政紛争処理の法理と課題 (市原昌三郎先生古希記念)』法学書院, 1993年
- 島山 (1983) : 島山武道「国の財政に関する国会の権限」雄川一郎他編『現代行政法大系 10 財政』有斐閣, 1983年
- 原田 (2007) : 原田大樹『自主規制の公法学的研究』有斐閣, 2007年
- 原田 (2010) : 原田大樹「立法者制御の法理論－政策決定の「質」向上のための一試論」新世代法政策学研究 7号 (2010年) 109頁
- ヒルマン (2006) : アリエ・L・ヒルマン (井堀利宏監訳) 『入門財政・公共政策』勁草書房, 2006年
- 福田 (2007) : 福田淳一編『平成19年改訂版 会計法精解』大蔵財務協会, 2007年
- 藤谷 (2006) : 藤谷武史「財政活動の実体法的把握のための覚書 (1)」国家学会雑誌 119巻 3-4号 (2006年) 1頁
- 藤谷 (2007) : 藤谷武史「市場介入手段としての租税の制度的特質」金子宏編『租税法の基本問題』有斐閣・2007年
- 藤谷 (2008a) : 藤谷武史「国家の財源調達活動とソフトロー－公債市場における「暗黙の政府保証」と「市場との対話」」中里実編『政府規制とソフトロー (ソフトロー研究叢書 第3巻)』有斐閣, 2008年
- 藤谷 (2008b) : 藤谷武史「財政赤字と国債管理－財政規律の観点から」ジュリスト 1363号 (2008年) 2頁
- 藤谷 (2009) : 藤谷武史「給付つき税額控除と「税制と社会保障制度の一体化」？」新世代法政策学研究 3号 (2009年) 303頁
- 藤谷 (2010) : 藤谷武史「租税法と行政法－歴史と展望」金子宏編『租税法の発展』有斐閣, 2010年
- 真淵 (1994) : 真淵勝『大蔵省統制の政治経済学』中央公論社, 1994年
- 真淵 (1998) : 真淵勝「予算編成過程」『岩波現代の法 3』
- 真淵 (2009) : 真淵勝『行政学』有斐閣, 2009年
- 美濃部 (1940) : 美濃部達吉『日本行政法 (下)』有斐閣, 1940年
- 村上 (1997) : 村上淳一『〈法〉の歴史』東京大学出版会, 1997年
- 山口 (1987) : 山口二郎『大蔵官僚支配の終焉』岩波書店, 1987年
- 吉野・Robaschik (2004) : 吉野直行・Frank Robaschik「レベニュー・ボンド (事業別歳入債) による財政規律の構築」フィナンシャル・レビュー 74号 (2004年)
- 渡辺 (2010) : 渡辺智之「最適課税論と所得概念」金子宏編『租税法の発展』有斐閣, 2010年
- Adler and Posner (2006) : Matthew D. Adler & Eric A. Posner, *New Foundations of Cost-Benefit Analysis*, Harvard, 2006
- Baird, Gertner, & Picker (1994) : Douglas G. Baird, Robert H. Gertner, & Randal C. Picker, *Game Theory and the Law*, Harvard, 1994
- Briffault (2008) : Richard Briffault, "Courts, Constitutions, and Public Finance: Some Recent Experiences from the States," Garret, Graddy, & Jackson (eds.), *Fiscal Challenge: An Interdisciplinary Approach to Budget Policy*, Cambridge, 2008
- Howard (1997) : Christopher Howard, *The Hidden Welfare State: Tax Expenditures and Social Policy in the United States*, Princeton, 1997
- Kaplow (1998) : Louis Kaplow, Accuracy, Complexity,

- and the Income Tax; *Journal of Law, Economics, & Organization*, 14 (1), pp. 61-83 (1998)
- Kaplow (2008) : Louis Kaplow, *The Theory of Taxation and Public Economics*, Princeton, 2008
- Levinson (2010) : Daryl J. Levinson, *Parchment and Politics: The Positive Puzzle of Constitutional Commitment* (March 24, 2010) [<http://ssrn.com/abstract1577749>]
- McNollGast (2007) : “The Political Economy of Law,” in Mitchell Polinsky & Steven Shavell (eds.), *Handbook of Law and Economics Vol. 2*, Elsevier, 2007
- North (1990) : Douglas C. North, *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge, 1990 [ダグラス・C・ノース著 (竹下公視・訳) 『制度・制度変化・経済成果』 (晃洋書房, 1994年)]
- Shaviro (1997) : Daniel Shaviro, *The Minimum Wage, the Earned Income Tax Credit, and Optimal Subsidy Policy*, 64 *University of Chicago Law Review* 405 (1997)
- Shaviro (2004) : Daniel Shaviro, *Rethinking Tax Expenditures and Fiscal Language*, 57 *Tax Law Review* 137 (2004)
- Vermeule (2006) : Adrian Vermeule, *Judging Under Uncertainty*, Harvard, 2006
- Weingast and Wittman (2006) : Barry R. Weingast & Donald A. Wittman, “The Reach of Political Economy,” *The Oxford Handbook of Political Economy* (Weingast & Wittman, eds.), Oxford, 2006